

「事業ごみ」と「家庭ごみ」の違い

●「事業ごみ」とは、家庭以外から出たごみ全てを指します。※1

例えば、オフィス(事務所)、店舗、病院、学校、福祉施設、保育園、町内会活動から

●「事業ごみ」と「家庭ごみ」は処理(収集運搬と処分)の方法が異なります。このが
違いその1

事業ごみは、**札幌市では収集しません。**

- 排出者がごみの種類ごとに、
- (1) **許可を持つ民間の業者へ収集を委託**※1
 - (2) **民間又は市の処理施設へ持込み**
- のいずれかの方法で処理してください。



注意! 家庭ごみステーションや大型ごみ収集センターは使えません。

出るごみ、NPO法人、マンション管理組合が出すごみは**事業ごみ**になります。
イドブックに従って、適切に処理しましょう。

違いその2

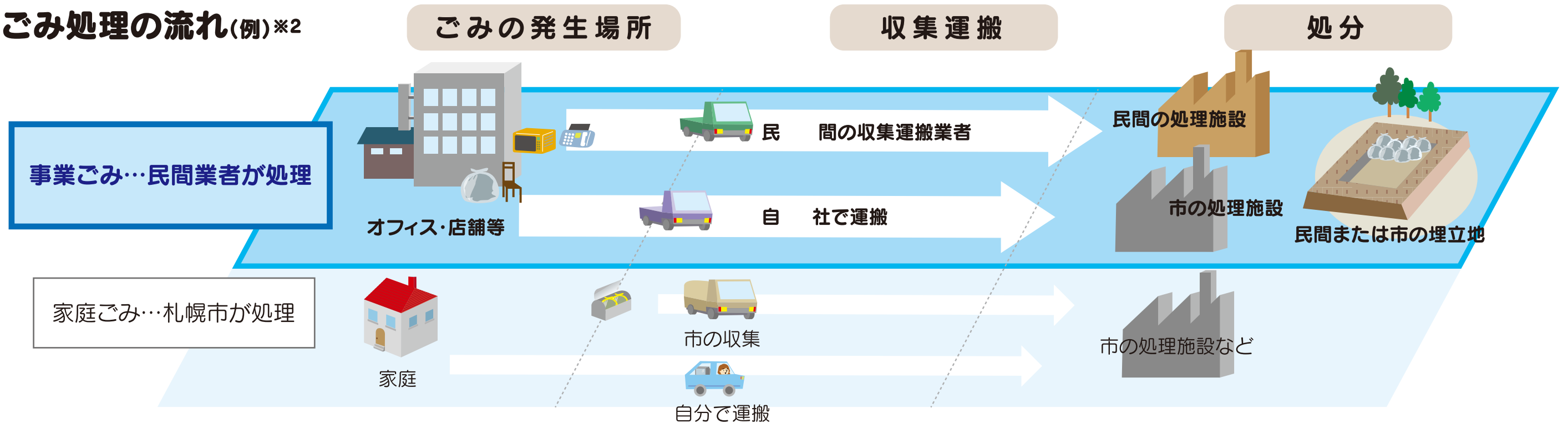
事業ごみは、**書類等による手続きが必要**※1
となります(委託契約書等)。

- ごみの適切な処理を確認するために、
- (1) **許可を持つ民間の業者と、正しい方法で委託**
手続きを行います。
 - (2) **処理施設へ持ち込む場合も、書類での手続き**
を行います。

注意! ごみがきちんと処理されないと、委託した
排出者が責任を問われます。※1



ごみ処理の流れ(例)※2



※1 これらの内容については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)により定められています。

※2 この図はごみ処理の一例です。

事業ごみの分け方と収集運搬業者の連絡先については、次のページへ